

ごみ集積所の設置・変更・廃止について

ごみ集積所は、隣組やマンション・アパートの管理者等が自ら設置し、適正な管理運営を行う施設です。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

ごみ集積所（ごみステーション）の新設・変更・廃止を希望される時は、吉田町牧之原市広域施設組合へ『ごみ収集場所届出書』の提出が必要となります。

手続きの時期	ごみ集積所使用の概ね3週間前までに届出してください。
手続きの申請者となる方	組長、アパート等の管理人や所有者等のごみ集積所の利用者を代表する方。
手続き方法・提出先	「ごみ収集場所届出書」を役場都市環境課へ提出してください。 ※申請受付時間は平日の開庁時間内となります。日曜開庁日は受付していません。
手続きにかかる費用	無料
使用開始の目安	ごみ集積所の使用開始は、届出受理後10日以降になります。 ※届出が提出され次第、清掃センターで現地を確認します。収集等に支障がないと確認されましたら、収集を開始します。
注意事項	ごみ集積所の設置は、使用戸数を概ね10世帯につき1カ所でご協力をお願いします。また、付近の交通に支障をきたす場所や、収集・運搬に支障をきたす場所には設置できません。

※家庭ごみの集積所は家庭ごみ専用です。事業所や店舗から出たごみは捨てられません。

■申請前にご確認いただきたいこと

- ① 収集開始に時間がかかりますので、早めの申請をお願いします。
- ② 設置場所の土地所有者の承諾を必ず受けてください。届出書に土地所有者の押印が必要です。
- ③ ごみ集積所に設置された鍵の管理は、設置者自身で行ってください。収集日の鍵の施錠等は広域施設組合や町では行いません。
- ④ ごみ集積所の清掃及び残ったごみ処理は、広域施設組合や町では行いません。利用する皆さんで管理をお願いします。

■よくある質問

- ・公共用地に設置したい ⇒ 該当する用地の管理課へ相談をお願いします。
- ・土地の所有者がわからない ⇒ 「土地台帳」で確認できます。土地台帳は建設課又は法務局で確認いただけます。
- ・町内会長がわからない ⇒ 各自治会で確認できます。
(住吉会館、川尻会館、片岡会館、自彊館)